

徳監第1054号
令和3年7月16日

オンブズマン四国
代表者 梶田 道男 様

徳島県監査委員	近 藤 光 男
同	岡 崎 悦 夫
同	大 寺 健 司
同	原 徹 臣
同	福 山 博 史

令和3年6月21日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく徳島県職員措置請求については、次の理由により却下する。

第1 請求の要旨

1 財務会計上の行為（「県政だよりOUR徳島」の配布経費について）

令和2年度に新聞販売店に支払った「県政だよりOUR徳島」の折り込み料18,099,620円の内、5,967,445円は不必要な経費である。

2 財産的損害

新聞の折り込みによる配布は、新聞購読者全戸にしなくても、市町村に協力依頼するなど他の方法によると経費は大きく削減できる。

3 請求の要旨

徳島県の行政施策の一環として、「県政だよりOUR徳島」を年間10回発行して、県政の様子を県民に啓発している。

新聞の折り込みで配布しており、県内の新聞購読者全戸に配布しているが、経費の無駄遣いでないかと思われる。

県内市町村の広報誌等配布方法を調べてみると、徳島市・小松島市・阿南市・阿波市・松茂町・北島町・藍住町・石井町の8市町が新聞の折込みで配布してお

り、他の県内16市町村では、広報資料等の配布は自治会を通して配布し、自治会未加入世帯には役場職員が配布するなどして、経費を殆ど使わず全戸に配布出来ている。

その世帯数は、令和2年1月1日現在110,873世帯で、県内の336,257世帯の32.97%である。

徳島県としては、自治会で広報誌等を配布している市町村に配布を依頼するなど、経費負担も現行より少ない方法を創意工夫するべきであり、努力不足を甚だしく感じられる現在の配布方法は、県民として非常に残念で納得出来ない。

令和2年度に新聞販売店に支払った、18,099,620円の内、市町村に依頼して節約できる32.97%の5,967,445円は県費の無駄遣いである。

地方自治法第2条第14項では、地方公共団体は、「その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とあり、本法令に違反している。

また、本県は、歳入面で県税等の自主財源が少なく、国に依存せざるを得ない財政構造であるうえ、多額の県債残高を抱えており、財政の硬直化が課題となっている。更にコロナ禍の世にあって、この対策に大きな予算が必要である。こうした状況のなか、経費支出の削減合理化についてこれまで以上の見直しが要求されているにも拘わらず、このような無駄な経費の支出は決して許されず、知事に経費の無駄な部分と考えられる5,967,445円の返還を求める。

(以上、おおむねこのように解する。なお、事実証明書の記載は省略する。)

第2 決定の理由

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員に違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときに、これらの事実を客観的に証する書類を添え、当該普通地方公共団体の住民が監査委員に対し監査を求め、当該普通地方公共団体が被った損害を補填するために必要な措置等を講ずることを請求できる制度である。

監査請求を行うに当たり、請求人は、自らが問題とする財務会計行為を特定するとともに、特定した財務会計行為の違法性又は不当性について、具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

そこで、本件請求についてみると、請求人は上記「第1 請求の要旨」のとおり、「「県政だよりOUR徳島」（以下「県政だより」という。）」を新聞の折

込で配布しているが、県内16市町村では、広報資料等は自治会を通すなど、経費をほとんど使わず配布できているため、県でも自治会を利用している市町村に配布を依頼するなど、現行より経費負担の少ない方法を創意工夫すべきであり、については、令和2年度に新聞販売店に支払った18,099,620円のうち、市町村に依頼して節約できる5,967,445円の返還を求める。」旨主張している。

しかしながら、請求人の個人的な情報収集方法による断片的な情報に基づく「新聞折込による配布を行っていない16市町村が自治会などを通して経費をほとんど使わず全戸に配布できている」との主張は、自治会が行う様々な地域活動に対して市町村が財政措置を講じている現状からすれば、広報紙の配布を担う自治会に対しては、その業務量に応じた財政措置を講じていることが容易に推測されるし、自治会未加入世帯へ役場の職員が配布するにも当然経費は発生していることから、合理的なものとは考えられない。

また、「市町村に依頼することで節約できる」と主張するが、地方財政法（昭和23年法律第109号）第28条第1項において、「都道府県がその事務を市町村が行うこととする場合においては、都道府県は、当該市町村に対し、その事務を執行するに要する経費の財源について必要な措置を講じなければならない。」と規定されており、他県において、県広報紙の配布を市町村を通じて自治会から配布していた例を見ても、配布に係る経費を市町村に拠出していることから、請求人が言うような、県から「県政だより」の配布業務を経費負担なしで依頼することは、困難であるのは明白である。

さらに、請求人は、「法第2条第14項では、地方公共団体は、「その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とあり、地方自治法の事務処理原則に違反している。」とも主張している。

「県政だより」は、県政の動きや主な施策、県からのお知らせやイベント情報、時々の県政の話題などを県民に知ってもらうための広報紙として発行しているものであり、県ホームページ・テレビ・ラジオ・SNSなどによる情報発信とともに、県民への広報活動の一つの役割を担っているものであるが、その配布方法は、本件新聞折込による方法のほか、県ホームページへの掲載や、県庁ふれあいセンター、各総合県民局、市町村役場や県内の一部のコンビニでの配布など、新聞を購読している世帯だけでなく、より広く希望者には行き届くような取組もなされている。

請求人が違反していると主張する「法の事務処理原則」は、当該地方公共団体

の置かれた社会的，経済的，歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で，総合的かつ政策的な見地から判断される事項であり，このような判断は，首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては，当該地方公共団体の議会による民主的なコントロールの下，当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているというべきであり，個別法で配布方法等の定めのない広報紙の当該新聞折込による配布は，裁量の範囲内であると認められる。

したがって，請求人の主張は，本件財務会計行為である「県政だより」の新聞折込料18,099,620円のうち，市町村に依頼して節約できるとする，5,967,445円の支出について，違法性又は不当性を具体的かつ客観的に摘示したものとは言えない。

よって，本件請求は，法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件である財務会計行為の違法性又は不当性を具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められないので，住民監査請求の対象とはならない不適法なものと判断し，却下する。